

連載

間違えやすい

消費税の取引 早分かり講座



No.7 入会金や会費に関する消費税の取扱い

税理士 佐藤充宏

入会金や会費を支払うケースは実際
に多くあると思いますが、その支払内
容によって消費税の取扱いが異なりま
す。そこで、今回は、入会金や会費に
関する消費税の取扱いについて解説し
ます。

国内取引で消費税の課税対象となる
には、「事業者が」「事業として」「対
価を得て行なわれる」「資産の譲渡及
び貸付け並びに役務の提供」という
各々の要件を満たす必要があり、これ
らの要件のどれか一つでも満たさなけ
れば、消費税は課税されません。

以下に、この点から入会金や会費に
ついて消費税の取扱いがどのようにな
るのを見えていきましょう。

■ゴルフクラブやレジャー施設等への 入会金

ゴルフクラブやレジャー施設等へ入
会するために、入会金を支払うことが
あります。この場合、ゴルフクラブや
レジャー施設等の利用という役務の提
供を受けるために入会金を支払ってい
ることから、入会金が返還されないも
のについては消費税の課税対象に該当
します。なお、この入会金が返還され

る場合は、その支払額は一時的な預け
金なので、消費税の課税対象には該当
しません。

つまり、そのゴルフクラブやレジャ
ー施設等がその入会者に対して行なう
サービスである役務の提供が、その入
会金との間に明白な対価関係があるの
かどうかにより、その取引が消費税の
課税対象に該当するのかを判定するこ
とになります。

■同業者団体や組合等へ支払う会費

先程の例と同じように、この支払つ
た会費に明白な対価関係があるのか否
かによって取扱いが異なります。同業
者団体や組合等へ支払う会費には、通
常会費として、その同業者団体や組合
等が通常の業務を行なうために定常的
に発生する費用をその団体等の構成員
である会費の支払者に分担してもらっ
たという主旨があります。

よって、会費を支払った側と支払い

を受けた同業者団体や組合等との間では、お互いの間で明白な対価関係がありません。そのため、このような維持運営のために通常要する費用として会費を支払う場合には、消費税の課税対象には該当しないことになります。

会費の性格によっては、消費税の課税対象の判定が困難なものもあります。が、継続して同業者団体や組合等が消費税の課税対象に該当しないものとして取り扱い、かつ、その会費等を支払う事業者側がその支払いを課税対象としない場合には、その処理は認められることになっています。

また、消費税の課税対象とならない場合には、その旨をその同業者団体や組合等の構成員に通知することが求められます。しかし、実際には、このような通知が行なわれていないケースもあります。そのため、自社が支払った会費が消費税の課税対象に該当するか否か不明な場合には、その同業者団体

や組合等に問い合わせをするようにしましょう。

■インターネットショッピングモールの会費等

ここ数年で、インターネット上のショッピングモールで買い物をするのが当たり前のようになってきました。通常、ショッピングモールの管理はサイト運営者が担当し、モール上では多くの店舗が販売を行なっています。そして、そのサイトにログインして買い物をするために会費という名目で代金を支払うケースがあります。

この場合、会員とサイト運営者との間には明白な対価関係があるので、消費税の課税対象に該当します。同様にWEB上で毎月課金される会費を支払ってコンテンツを利用するケースも、同様に明白な対価関係があるので消費税の課税対象に該当します。

入会金や会費の支払いといっても、様々な内容のものがああります。そのため、入会金や会費といった名目だけでなく、その支払いに関して、実質的な内容を個別に確認して、支払った金額が後日返金されるのか、その支払いに明白な対価関係があるのかを判断する必要があります。



●さとう みつひろ

佐藤経営税務会計事務所代表税理士／経営アドバイザー。大手グローバルメーカー等の事業会社や税理士事務所にて、経理や財務・税務業務に携わり、マネージメント業務にも従事。現在は、税務や経理に関する顧問税理士としての業務にとどまらず、経営及び資金関連に関するアドバイザーもこなしている。